

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則第36条および立命館大学大学院学則第24条にもとづいて実施する試験に関し、必要な事項を定める。

(試験日)

第2条 各授業科目の試験日は、学年暦において定めた定期試験期間内とする。

(試験の実施)

第3条 試験は、授業科目毎に定期試験を実施し、事情により追試験を実施することがある。

2 前項のほか、薬学部は評価結果により再試験を実施することがある。

(定期試験)

第4条 定期試験は、学期ごとに実施する試験であって、春学期に実施するものを春学期試験、秋学期に実施するものを秋学期試験とする。

(追試験)

第5条 追試験は、別表1に定める不受験理由により、前条の定期試験を受験できなかった者を対象に実施する試験であって、春学期に実施するものを春学期追試験、秋学期に実施するものを秋学期追試験とする。

2 追試験の受験結果は、該当する授業科目の定期試験の成績とする。

3 定期試験を受験できなかった者は、該当する追試験を受験することができる。ただし、学生、科目等履修生および特別聴講学生以外の者は、追試験を受験することができない。

4 追試験の受験申請は、不受験理由ごとに別表1に定める必要書類を添えて行わなければならない。

(再試験)

第6条 再試験は、あらかじめ再試験の対象と定めた授業科目につき、定期試験または追試験の成績評価がF評価に該当し、当該期間の授業を3分の2以上出席した者を対象とする。

2 再試験の試験時期、試験方法および出願方法については、教授会で定める。

第7条 削除

(試験時間等)

第8条 定期試験の試験時間は60分とする。ただし、教授会が必要と認めた場合については、試験時間を90分とすることができる。

2 前項に規定する定期試験は、別表2のとおり実施する。

3 前2項にかかわらず、法務研究科における定期試験の試験時間は、90分、120分または180分とする。ただし、研究科教授会が必要と認めた場合については、これら以外の試験時間で実施することができる。

(身体上の障害等にかかる特別措置)

第8条の2 身体上の障害その他の事情により、試験時間、解答方法等について個別の学生に特別の配慮を行う場合は、教学委員会の議を経て教授会または研究科委員会で決定する。この場合において、試験時間の延長は、通常の試験時間の1.5倍を上限とする。

2 前項に定める試験時間の特別の配慮を行う場合は、試験を厳正に執行できる範囲内で試験時間を設定することができる。

(試験方法)

第9条 定期試験は、筆記によるものとする。ただし、レポートをもってこれに代える場合がある。

2 前項の規定にかかわらず、実験、実習、実技、演習、卒業研究等の科目については、実験および実習の成果物、実技試験、卒業論文等の提出をもって定期試験に代えることができる。

(受験資格)

第10条 定期試験は、試験実施時に在学している者が、受講登録を行った科目についてのみ受験資格を有する。

2 前項の規定にかかわらず、試験実施時に停学中の者は、受験資格を有しない。

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該授業科目の受験資格を失う。

- (1) 学生証を携帯していない者
- (2) 試験開始後20分を超えて遅刻した者
- (3) 試験監督者の指示に従わない者
- (4) 当該授業科目の試験において不正行為を行った者

2 前項第1号に該当する者に対して、受験許可証による受験を認める。

3 受験許可証の交付を受けようとする者は、所属する学部または研究科の事務室あるいはそれに代る担当課に申し出なければならない。

(試験中の退出)

第12条 試験開始後30分以上経過し監督者が認めた場合、試験場から退室することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学部または研究科が定めた科目については、途中退室を認めない。

(受験者の義務)

第13条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 学生証を、写真印刷面を上にして机上に提示すること。
- (2) 試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 試験中に受験者間での筆記用具等の貸借をしないこと。
- (4) 持ち込みが許可されたもの以外は机上に置かないこと。
- (5) 答案には、学生証番号、氏名等をもれなく記入し、解答の有無にかかわらず答案を試験場外に持ち出さないこと。
- (6) 第15条に規定する不正行為および不正行為と紛らわしい行為をしないこと。

(無効答案)

第14条 次の各号のいずれかに該当する答案は、無効とする。

- (1) 第10条に規定する受験資格を有していない者の答案
- (2) 第11条第1項に該当する者の答案
- (3) 受験者が特定できない答案

(不正行為の種類)

第15条 定期試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 答案の見せ合いまたは交換
- (2) 持ち込みを許可していないものの持ち込み、または所持品、机上等への書き込み
- (3) 話し合い、覗き見
- (4) 替え玉受験
- (5) 答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合
- (6) その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

(不正行為の取扱い)

第16条 定期試験において不正行為を行った学生には、立命館大学学生懲戒規程を適用する。

2 前項の学生については、当該試験科目または当該学期定期試験の全受験科目を無効とし、「F」評価とする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教学委員会が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2011年4月22日 追試験受験の要件の変更に伴う一部改正)

この規程は、2011年4月22日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則 (2012年2月17日 大学院学則の全部変更、専門職大学院学則の廃止および身体上

の障害等に係る特別措置の追加等に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月16日 教学委員会の設置に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2013年7月8日 追試験に該当する事項の変更に伴う一部改正)

この規程は、2013年7月8日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則 (2016年1月25日 法務研究科における再試験制度の廃止、追試験に該当する事項の追加および削除等に伴う一部改正)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則 (2017年1月15日 学期名称および追試験の受験申請に係る添付書類の変更に伴う一部改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2019年1月7日 追試験受験申請の取扱いの変更に伴う一部改正)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2019年11月25日 不正行為内容の整理に伴う一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2021年10月11日 追試験および再試験手数料ならびに追試験科目上限の廃止ならびに追試験申請期間の削除に伴う一部改正)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表1 追試験に該当する事項

不受験理由	必要書類
本人の病気	医師の診断書
忌引き (配偶者および2親等内の親族)	死亡に関する公的証明書 (死亡日から起算して配偶者および1親等は日祝日を含め7日以内、2親等は日祝日を含め5日以内を適用期間とする)
結婚式への参列 (2親等内の親族。本人の式は含まない)	結婚式の案内状
災害	被災証明書
就職試験	就職試験に関する公的証明書
大学院受験	受験票
教育実習、介護等体験実習、博物館実習	追試験受験願 (実習内容、実習期間および実習先を記入する)

単位互換科目の授業・試験 時刻表にもとづき運行される公共交通機関の延着 課外活動 裁判員制度 その他やむをえない事由	単位互換科目受講・受験証明書 20分を超える延着時間が記載された交通機関の延着証明 試合等参加証明書 呼出状 やむをえない事由の根拠となる資料（当該資料にもとづき教授会で判断する）
--	--

別表2 試験時間

時限	試験時間
第1時限	9：30～10：30
第2時限	11：00～12：00
第3時限	13：30～14：30
第4時限	15：00～16：00
第5時限	16：30～17：30 16：30～18：00（特定科目）
第6時限	18：30～19：30
第7時限	20：00～21：00 20：00～21：30（特定科目）